

発議案第1号

大網白里市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案を地方自治法第112条第1項及び会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

平成29年3月21日

大網白里市議会議長 岡田憲二様

提出者	議会運営委員会	委員長	倉持安幸
賛成者	議会運営委員会	副委員長	前之園孝光
	同	委員	小金井勉
	同	委員	石渡登志男
	同	委員	田辺正弘
	同	委員	佐久間久良
	同	委員	黒須俊隆

提案理由

議員が本会議等に出席する際に費用弁償として支給している日当について、これを廃止するため、条例の一部を改正しようとするものです。

別 紙

大網白里市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

大網白里市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、費用弁償の支給に関しては、一般職の職員の例による。

第4条の2を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。